

令和3年6月25日

第6回加須市農業委員会総会議事録
(公開用)

加須市農業委員会

第6回 加須市農業委員会総会議事日程

第1 議事録署名委員の指名

第2 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について

議案第2号 農地法第4条第1項の規定による許可申請について

議案第3号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について

議案第4号 農地中間管理事業の推進に関する法律第18条に係る農用地利用
配分計画の決定について

報告第1号 農地法第3条の3第1項の規定による届出書について

報告第2号 農地法第4条第1項第8号の規定による農地転用届出書について

報告第3号 農地法第5条第1項第7号の規定による農地転用届出書について

報告第4号 農地法第18条第6項の規定による通知書について

招集年月日	令和3年6月25日				招集場所	加須市役所 504・505会議室			
開会の日時	午後1時30分				閉会の日時	午後3時37分			
会長	小倉和夫				職務代理	柳田浩			
議席	委員氏名	出	欠	議席	委員氏名	出	欠		
1	野口悦夫	○		9	瀬下京子	○			
2	江川芳夫	○		10	小川達男	○			
3	中島利雄	○		11	柳田浩	○			
4	松本昇	○		12	小倉和夫	○			
5	山岸和男	○		13	早川初男	○			
6	嶋村浄	○		14	関口豊充	○			
7	佐久間尉匡	○		15	新井明弘	○			
8	松村文夫	○							
					加須市農業委員会事務局				
					局長 大熊和夫				
					次長 小川修一				
					主幹 正能光				
					主幹 新井昌典				
					主幹 関田毅				
					主事 加藤正則				

開会 午後 1時30分

○局長（大熊和夫君） それでは、「あいさつ さわやか かぞのまち」、皆さん、こんにちは。

定刻になりましたので、ただいまから総会を始めさせていただきます。



◎開会の宣告

○局長（大熊和夫君） まず、柳田職務代理より開会のご挨拶をお願いいたします。

○職務代理（柳田 浩君） 改めまして、皆様、こんにちは。

委員の皆様方には、大変お忙しい中ご出席をいただきまして、誠にありがとうございます。

それでは、早速これより令和3年第6回加須市農業委員会総会を開会いたします。

よろしくをお願いいたします。



◎会長挨拶

○局長（大熊和夫君） ありがとうございます。

続きまして、小倉会長にご挨拶をお願いいたします。

○会長（小倉和夫君） 改めまして、こんにちは。

コロナの騒ぎもなかなか落ち着かないということで、皆さん方には、全員出席でやるというわけにもいかず、また、場所も、北川辺、騎西と場所を移動しての総会でしたけれども、しばらくぶりに本庁の会議室で総会が開かれ、皆さん方には何かとお忙しい中お集りを賜りまして、大変ありがとうございます。

実は、私も明日コロナのワクチンをする予定でございまして、本当は1週間前にやる予定もあったんですけども、何となく自分にも番が回ってきたかなと思うと、早く打ち終えて、マスクなしで生活できる日を一日も早く待ち望んでおるところでございます。

田んぼにつきましても、どの地区においてもそろそろ終盤戦かなという感じでございます。麦におかれましても、大方の収穫を終えたということで、皆さん方には一段落しているもの

と思います。ただ、秋に関して、米の値段については余り希望が持てないような感触も流れておりますけれども、1年に1回とれる食糧については、本当に農家の皆さんが手塩にかけて栽培するわけですし、どんな値段になろうとも、自分のつくる作物について一生懸命努力するというのが農業本来の役目だと思っております。全世界的には本当に食料危機に陥っているところもございます。そういった中で、日本は値段が安くなるようなそれだけいい暮らしなんだなという部分もございます。

何はともあれ、皆さん方には健康で無事に収穫の秋を迎えられますよう、お願い申し上げます。

なお、農業委員会につきましても、加須市で今度から除外申請が年2回ということで、業務が増えてまいります。そういった面も、皆さん方には大変ご苦勞をいただくわけですが、いろいろな面で皆さん方のご尽力を賜りまして、加須市の農業がスムーズなうちに発展いたしますことを心からご祈念申し上げ、言葉整いませんけれども、開会に当たりましてのご挨拶といたします。今日はどうぞよろしくお願ひいたします。

○局長（大熊和夫君） ありがとうございます。



◎出席委員数の報告

○局長（大熊和夫君） 本日の総会でございますが、現在、委員総数15名のうち15名全員の委員さんにご出席をいただいておりますので、農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定に基づき、本日の総会が成立していることをご報告いたします。



○局長（大熊和夫君） それでは、議事に入らせていただきます。

以降は、小倉会長に議長をお願いいたします。よろしくお願ひします。

○会長（小倉和夫君） それでは、よろしくお願ひ申し上げます。



◎総会議事録署名委員の指名

○会長（小倉和夫君） 日程第1、総会議事録署名委員の指名を行います。

総会議事録署名委員に

3番 中島利雄委員

4番 松本昇委員

の両委員さんを指名いたします。



○会長（小倉和夫君） 議事に入る前に、2件の取下げ願が提出されております。

本日の議案第3号「農地法第5条第1項の規定による許可申請について」のうち、議案書4ページの5番不動岡地区の案件、6ページ、17番元和地区の案件、以上の2つの案件については取下げ願が提出されておりますので、本日の議案からは除かれることをご報告いたします。



◎議案第1号の上程、説明、質疑、採決

○会長（小倉和夫君） 日程第2、議案第1号「農地法第3条規定による許可申請について」の7件を議題といたします。

初めに、1番及び2番の水深地区の案件については関連がありますので、一括して事務局より説明をお願いいたします。

○事務局（正能光君） 事務局です。

それでは、3条の1番、2番、譲受人が同一で申請地も近接していることから一括にてご説明いたします。

両案件とも売買による所有権移転で、必要添付書類が整えられております。

いずれも譲渡人は経営規模縮小のため、譲受人は経営規模拡大のため、今回の申請となっております。

また、譲受人の農機具の保有状況や経営状況から判断し、取得後の耕作についても特に問題はないと思われまます。

以上です。

○会長（小倉和夫君） ただいま事務局より説明がありましたが、地区担当委員から現地調査の結果並びに補足説明をお願いいたします。

○7番（佐久間尉匡君） 7番、佐久間です。

6月15日、推進委員の小山さんと2人で現地確認並びに聞き取り調査を行いました。

まず、この現地の 番地という畑なんですけれども、これはコスモスかなんかが植えてあり、きれいに管理されておりました。

続いて、 、 という畑も、最近トラクターでうなってきれいになっておりました。

譲受人の さん宅にお伺いして、本人から直接話を聞いたんですけれども、3件出ていましたけれども、この間の土地が さん所有の農地になっておりました、今回この両サイドを買うことによっていろいろ耕作しやすくなるということで、申請に至ったということでした。

ちなみに 番地の上に2枚、畑のようなものがありますけれども、これはどうするんですかと一応聞いてみたところ、この土地の所有者が、ほかにも幾つか畑があるんですけれども、売るんだったらまとめて全部買ってほしいということで言われたので、今回はこの3件だけにしておくということでお話を聞いてまいりました。いずれも問題なく許可相当と判断してまいりました。ご審議のほどよろしくをお願いいたします。

○会長（小倉和夫君） ありがとうございます。

本件についてご質疑、ご意見等ありましたら、お聞かせください。

（「ありません」と言う人あり）

○会長（小倉和夫君） ご質疑、ご意見はないようですので、採決をいたします。

まず、1番の案件について、原案のとおり許可とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

（挙手全員）

○会長（小倉和夫君） 挙手全員でありますので、許可とすることに決定をいたします。

次に、2番の案件について、原案のとおり許可とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

（挙手全員）

○会長（小倉和夫君） 挙手全員でありますので、許可とすることに決定をいたします。

次に、3番の三俣地区の案件について事務局より説明をお願いします。

○事務局（正能 光君） ご説明いたします。

本案件は、親子で贈与による所有権移転で、必要添付書類が整えられております。

譲受人、譲渡人は親子関係で、家族で農業経営を行っており、農機具の保有状況や経営状況から判断し、取得後の耕作についても特に問題ないと思われま

す。

○会長（小倉和夫君） ただいま事務局より説明がありましたが、地区担当委員から現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

○15番（新井明弘君） 15番、新井です。

6月18日に最適化推進委員の小川さんと2人で現地を確認し、また、譲渡人のさんに話を聞いてきました。

先ほど事務局のほうから話がありまして、親子関係で、さんというのが長男だそうです。現地のほうは、申請者の畑、畑、そこはきれいしてありました。ほかの田んぼについては耕作して稲が植わってありました。さんは長男なんで、さん（親）からすればさんにその土地を譲るといふような形で、相続ではなくて贈与だと、こういう申請だと思うんですけども、この囲まれた宅地は、のすぐ右がさん親子の家なんですけれども、長男の方にその土地を譲るといふような意思の下、贈与といふような形の申請だと思います。許可相当と判断しましたけれども、ご審議のほどお願いします。

○会長（小倉和夫君） ありがとうございます。

本件についてご質疑、ご意見等ありましたらお聞かせください。

（「ありません」と言う人あり）

○会長（小倉和夫君） ご質疑、ご意見はないようですので、採決をいたします。

3番について、原案のとおり許可とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

（挙手全員）

○会長（小倉和夫君） 挙手全員でありますので、許可とすることに決定いたします。

次に、4番の樋遣川地区の案件及び議案第3号「農地法第5条第1項の規定による許可申請について」の4番の樋遣川地区の案件については関連がありますので、一括して事務局より説明をお願いいたします。

○事務局（正能 光君） 3条の4番と5条の4番は、譲受人及び譲渡人が同一で関連がござ

いますので、一括にてご説明いたします。

両案件は、埼玉県施工の中川の拡幅工事に伴うもので、住宅敷と農地を購入する計画でございます。

まず、3条は、売買による所有権移転で、必要添付書類が整えられております。

また、5条でございますが、位置図の3ページ及び土地利用計画図5-4をご覧ください。

本案件は、中川拡幅工事による公共移転で、譲受人が売買により土地を取得し、農家住宅を建築するもので、資金計画等必要添付書類が整えられております。

初めに、3条ですが、譲渡人は耕作地の縮小のため、譲受人は経営規模拡大のため今回の申請となっております。

また、譲受人の農機具の保有状況や経営状況から判断し、取得後の耕作についても特に問題はないと思われます。

また、5条のほうでございますが、現地調査を行った結果、第2種農地と判断され、開発行為に関して市担当課に確認したところ、協議中で許可の見込まれるものということであり、一般基準、立地基準上やむを得ないものと思われます。

以上です。

○会長（小倉和夫君） ただいま事務局より説明がありましたが、地区担当委員から現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

○8番（松村文夫君） 8番、松村です。

6月14日、地区担当の峰岸推進委員と現地調査を行いました。

譲受人の さんに現地にて説明を受けました。県の中川河川拡幅工事に起因する公共移転となり、移転先住宅、農業用作業所に隣接の田を農業拡大のため購入するものであります。問題なく適当と判断をいたしました。ご審議よろしくをお願いします。

○会長（小倉和夫君） ありがとうございます。

本件についてご質疑、ご意見等ありましたらお聞かせください。

（「ありません」と言う人あり）

○会長（小倉和夫君） ご質疑、ご意見はないようですので、採決をいたします。

まず、4番の案件について、原案のとおり許可とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

（挙手全員）

○会長（小倉和夫君） 挙手全員でありますので、許可とすることに決定をいたします。

次に、議案第3号「農地法第5条第1項の規定による許可申請について」の4番の樋遣川地区の案件について、原案のとおり許可相当とすることに賛成の方は挙手をお願いいたします。

(挙手全員)

○会長(小倉和夫君) 挙手全員でありますので、許可相当とすることに決定をいたします。

次に、5番の志多見地区の案件について事務局より説明をお願いいたします。

○事務局(正能 光君) ご説明いたします。

本案件は、贈与による所有権移転で、必要添付書類が整えられております。

譲渡人のお二人ですけれども、市外や遠方に住んでいるため耕作できない、仕事の都合で耕作できないため、また、譲受人は経営規模拡大のため今回の申請となっております。

また、譲受人の農機具の保有状況や経営状況から判断し、取得後の耕作についても特に問題はないと思われまます。

以上です。

○会長(小倉和夫君) ただいま事務局より説明がありましたが、地区担当委員から現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

○13番(早川初男君) 早川です。

去る19日に松本推進委員と現地で話を聞かせていただいたところ、さん、さんとさんとは親戚同士だそうなので、何ら問題はないと思いますけれども、よろしくご審議のほどお願いいたします。

○会長(小倉和夫君) ありがとうございます。

本件についてご質疑、ご意見等ありましたらお聞かせください。

(「ありません」と言う人あり)

○会長(小倉和夫君) ご質疑、ご意見はないようですので、採決をいたします。

5番について、原案のとおり許可とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

(挙手全員)

○会長(小倉和夫君) 挙手全員でありますので、許可とすることに決定をいたします。

次に、6番の田ヶ谷地区の案件について事務局より説明をお願いいたします。

○事務局(正能 光君) ご説明いたします。

本案件は、売買による所有権移転で、必要添付書類が整えられております。

また、この土地は昨年12月に3条許可で賃貸借契約が結ばれておりますが、今回3条の

売買が許可となった場合は、同日付で解約手続により解約となります。

今回の案件につきましては、耕作面積要件の不許可の例外に該当するもので、それについて詳細をご説明したいと思います。

まず、根拠法令ですけれども、農地法施行令第2条第3項第1号で、「権利の取得後における耕作の事業が草花等の栽培で、その経営が集約的に行われるものであると認められること。」に該当し、「草花等」の「等」には今回のキクラゲも含まれまして、「その集約的に行われるもの」とは、単位面積当たりの農業投資や労働が通常の水稲等の作物栽培に比較して多く、かつ農業収益が高いものということをございまして、この背景には、経営面積が50アールに満たなくても生産性や効率性が低下しないという考えからくるものでございます。

今回のキクラゲ、令和2年度昨年を参考に、売上げの実績が上がっておりますので、申し上げますと、行田、熊谷で栽培をしております、売上げが344万円、これが524平米によるものです。1平米あたりにしますと6,564円、ちなみに水稲の場合ですと、例えば大粒根のコシヒカリ、1反で8俵とれるとすると、1俵当たり1万4,000円として1反で11万2,000円、平米あたりにすると112円ぐらいかなと。それから計算しますと、約58倍の平米当たりの収穫があると、そういう計算になります。

ですから、水稲も手間はかかりますけれども、水管理とか、それ以上にキクラゲも毎日のように収穫なり手間がかかりますし、また、農業収益が高いものに該当すると。そういったことから、例外的に5反なくても許可が見込まれると、そういうことをございまして。

取得後の耕作についても、今後そのように行っていくということをございまして、ご審議のほどよろしくお願ひしたいと思います。

以上です。

○会長（小倉和夫君） ただいま事務局より説明がありました。地区担当委員から現地調査の結果並びに補足説明をお願いいたします。

○14番（関口豊充君） 14番、関口です。

本件についてですが、先ほど事務局からお話があったとおり、12月に申請があつて、その際、私と推進委員の渡辺さんと さんの3人で、現地で現場を確認したり、話を聞いております。したがって、今回は売買に伴つての申請ということですので、電話で一応本人から聞き取りをさせていただきました。

6月14日に さんに電話をしたんですけれども、5月27日に売買契約を結んだようなお話をしておりました。これは譲渡人の さんから、どうしても購入していただきたい

というような相談があって契約したということでございます。キクラゲのほうの栽培も順調に生産しているとのことでした。

以上のことから、何の問題もなく許可相当と判断してまいりました。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○会長（小倉和夫君） ありがとうございます。

本件についてご質疑、ご意見等ありましたらお聞かせください。

江川委員。

○2番（江川芳夫君） 2番、江川です。

ちょっと確認をさせてください。

営農型の太陽光の場合は、つくったものの報告というのがあるんですが、これは面積要件の例外中で認めるということで、キクラゲの栽培ということですが、例えば1年やって、2年やって駄目になった場合、この契約が無効になるとか、そういう条件がつくんでしょうか。また、営農型の太陽光の場合は、そういう関係報告があって、3年でしたか、更新があるということなんですが、この場合は、1回やっちゃえば、たとえやらなくてもずっと3条のまま許可になっちゃうということよろしいでしょうか。

○事務局（正能 光君） 事務局です。

もしキクラゲが駄目だと。ほかにも、例えばアシタバとか、やった方もいるんですけども、まずは作目を替えて栽培してくれ、違うものをつくってくれと、そういう指導はいたします。撤去となると、なかなかそこまでは難しいのかなということなんですけれども、認定農業者ではないので、一時転用、これは3年で、3年ごとの許可をとってもらわなければならないんですけども、それと年1回の報告で、売上げがどれぐらいとか、収量はどれぐらいとか、通常のところの8割を満たなければ、識見の意見書をつけて報告ということで、年1回の報告ということになります。

それで、とれなかったらというのは余り考えたことはないんですけども、作物を替えるというまずは指導をする予定ではおります。

以上です。

○2番（江川芳夫君） もう一度、3年ごとに更新ですか。

○事務局（正能 光君） 一時転用ですので、3年です。

（発言する人あり）

○事務局（正能 光君） 今回は3条で、下は自分のものになるわけなんですね。上は、太陽

光のほうは4条。

○2番（江川芳夫君） 今の案件は特例で、例外的に許可になるということなんだけれども、確認したいのは、それをやらなくてもこのまま許可になっちゃうと、3条だから、そういうことでしょう。そういう意味、確認したかったんだよ。

要するに、集約農業だから、面積要件がなくても許可になるんですよという案件なんですよ。

○事務局（正能 光君） そうです。

○2番（江川芳夫君） 例えば、キクラゲをやらなくなっちゃった場合、そのままできるんですかという確認なんです。

○事務局（正能 光君） 許可のときがこの条件で許可になったため3条で所有権は、さんがずっとということになります。

○会長（小倉和夫君） どうでしょうか。

○2番（江川芳夫君） 了解です。

○会長（小倉和夫君） ほかに何かございませんか。

余り転用のことを先に考えなくても、農業に集中するということでご了解いただきたいと思います。

ほかにございませんか。

（「ありません」と言う人あり）

○会長（小倉和夫君） ご質疑、ご意見はないようですので、採決をいたします。

6番について、原案のとおり許可とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

（挙手全員）

○会長（小倉和夫君） 挙手全員でありますので、許可とすることに決定をいたします。

次に、7番の元和地区の案件について事務局より説明をお願いいたします。

○事務局（正能 光君） ご説明いたします。

本案件は、売買による所有権移転で、必要添付書類が整えられております。

譲渡人は高齢により耕作できないため、譲受人は隣接地を耕作しており、住まいにも近く、効率的に耕作できるため、今回の申請となっております。

また、譲受人の農機具の保有状況や経営状況から判断し、取得後の耕作についても特に問題ないと思われまます。

以上です。

○会長（小倉和夫君） ただいま事務局より説明がありましたが、地区担当委員から現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

○3番（中島利雄君） 3番、中島です。

6月16日に推進委員の落合さんと現地確認に行つてまいりました。現地で譲受人のさんに会ひまして、いろいろ話を伺つてまいりました。

現在 さんは、イチゴのハウスの一部として使つていたんですけれども、譲渡人のさんとの話し合ひで、 さんが高齢になつてきましたので、売買といった形で土地を取得したとのこと。何ら問題なしと判断してまいりました。ご審議のほどよろしくお願ひいたします。

○会長（小倉和夫君） ありがとうございます。

本件についてご質疑、ご意見等ありましたらお聞かせください。

（「ありません」と言う人あり）

○会長（小倉和夫君） ご質疑、ご意見はないようですので、採決をいたします。

7番について、原案のとおり許可とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

（挙手全員）

○会長（小倉和夫君） 挙手全員でありますので、許可とすることに決定をいたします。



◎議案第2号の上程、説明、質疑、採決

○会長（小倉和夫君） 次に、議案第2号「農地法第4条第1項の規定による許可申請について」の3件を議題といたします。

初めに、1番の礼羽地区の案件及び議案第3号「農地法第5条第1項の規定による許可申請について」の7番の礼羽地区の案件については関連がありますので、一括して事務局より説明をお願いします。

○事務局（正能 光君） ご説明いたします。

4条の1番と5条の7番は、いずれの申請人及び譲受人が同一で、かつ同じ計画での転用であるため一括にてご説明いたします。

位置図の7ページ及び土地利用計画図の4-1、5-7をご覧ください。

本案件は、自己所有地及び譲受人が土地を取得し、長屋住宅を建築する計画で、必要添付

書類が整えられております。

また、4条の1番では、自己所有地に長屋住宅を2棟建築し、また、その進入路となっており、5条の7番では、進入路の一部として農地を取得するもので、さらに雑種地の一部を駐車場とする計画となっております。

また、現地調査を行った結果、第2種農地と判断され、開発行為に関して市担当課に確認したところ、許可の見込まれるものということであり、一般基準、立地基準上やむを得ないものと思われまます。

以上です。

○会長（小倉和夫君） ただいま事務局より説明がありましたが、地区担当委員から現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

○4番（松本 昇君） 4番、松本です。

6月13日に、地域担当の榎本推進委員さんと2人で、 さん立会いの下、現地調査と聞き取り調査を実施しました。

さんの住所は、申請書のとおり東京都内なんですけれども、位置図にあるように、申請地の北側が実家になっておりまして、実家の管理とか、農地の管理のために時々帰ってくるそうです。当日立会いのときにも農作業をやっていました。この土地には栗とか、スイセン、花ショウブ等が植わっていまして、管理されていまして。

さんの話では、申請事由のとおりで、進入路に面している土地を さんから買い取って長屋住宅を建設するものとなっております。

なお、申請地の南側、位置図でいえば雑種地と書いてあるところの下は、太陽光発電の施設に、自分でつくった施設になっておりました。

このようなことから、本申請の内容は農地の許可基準を満たしていると考えられますので、許可相当と判断してまいりました。慎重なご審議をよろしく願いいたします。

以上です。

○会長（小倉和夫君） ありがとうございます。

本件についてご質疑、ご意見等ありましたらお聞かせください。

（「ありません」と言う人あり）

○会長（小倉和夫君） ご質疑、ご意見はないようですので、採決をいたします。

まず、1番の案件について、原案のとおり許可相当とすることに賛成の方は挙手をお願いいたします。

(挙手全員)

○会長(小倉和夫君) 挙手全員でありますので、許可相当とすることに決定をいたします。

次に、議案第3号「農地法第5条第1項の規定による許可申請について」の7番の礼羽地区の案件について、原案のとおり許可相当とすることに賛成の方は挙手をお願いいたします。

(挙手全員)

○会長(小倉和夫君) 挙手全員でありますので、許可相当とすることに決定をいたします。

次に、2番の東地区の案件について事務局より説明をお願いいたします。

○事務局(正能 光君) ご説明いたします。

位置図の8ページ及び土地利用計画図4-2をご覧ください。

本案件は、申請人が営農型太陽光発電施設を設置し、下部において陰性植物であるサカキを栽培する計画で、資金計画等必要添付書類が整えられております。

また、現地調査を行った結果、第1種農地と判断されます。そのため営農型太陽光発電施設ということですが、この営農型太陽光発電施設を設置し、下部においてサカキを栽培する計画となっております。そのサカキの営農計画書の添付、また、経産省の設備認定通知の写し、東京電力との接続契約及び撤去費用の確保を確認しております。

また、本案件は一時転用で期間が3年であり、以上のことから一般基準、立地基準上やむを得ないものと思われれます。

以上です。

○会長(小倉和夫君) ただいま事務局より説明がありましたが、地区担当委員から現地調査の結果並びに補足説明をお願いいたします。

○3番(中島利雄君) 3番、中島です。

6月16日に推進委員の町田さんと現地確認に行つてまいりました。現地では
さん
にお会いしてお話を伺つてまいりました。

前は稲を耕作していたそうなんですけれども、今は土を盛つて畑になっていました。そこに営農型太陽光発電を設置してサカキ栽培をするとのことでした。何ら問題ないと判断してまいりました。ご審議のほどよろしくをお願いいたします。

○会長(小倉和夫君) ありがとうございます。

本件についてご質疑、ご意見等ありましたらお聞かせください。

○事務局(正能 光君) 事務局ですけれども、補足、よろしいですか。

○会長(小倉和夫君) はい。

○事務局（正能 光君） このサカキなんですけれども、埼玉県では北部にある美里町が営農型でサカキを栽培しているのがかなり大きくやっているところで、事務局のほうに電話で話を聞いたんですけれども、今回この計画ですと、苗木を植えてから3年で収穫というんですか、枝がとれるということなんですけれども、美里町さんのほうはどうですかと聞いたら、大体4年で収穫できるということでございました。しかし、場所によって枯れちゃったりとか、そういうところもあるということも事実だそうです。

このサカキというのが、ネットで調べてみますと、大体5割から8割ぐらいの遮光のところ、日影がよく育つということでございまして、比較するところが、年1回報告を上げてもらうんですけれども、太陽光の下ではないところと比較して、8割は下回らないということなんですけれども、なかなかサカキというと、どこでつくっているのと、基準を設けるのがちょっと難しいかなというところもあるんですけれども、一応計画では3年で収穫できずと。それが今回2番と3番もそうなんですけれども、そういうことで、一応美里町のほうからはそういうお話を聞きました。

以上です。

○会長（小倉和夫君） いかがでしょうか。

（「ありません」と言う人あり）

○会長（小倉和夫君） ご質疑、ご意見はないようですので、採決をいたします。

2番について、原案のとおり許可相当とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

（挙手全員）

○会長（小倉和夫君） 挙手全員でありますので、許可相当とすることに決定をいたします。

次に、3番の原道地区の案件について事務局より説明をお願いいたします。

○事務局（正能 光君） ご説明いたします。

先ほどと同じサカキでございますけれども、位置図の9ページ及び土地利用計画図の4-3をご覧ください。

本案件につきましても、申請人が営農型太陽光発電施設を設置し、下部において陰性植物であるサカキを栽培する計画で、資金計画等必要添付書類が整えられております。

また、現地調査を行った結果、第1種農地と判断されます。そのため、太陽光発電施設ということでございますけれども、下部においてサカキを栽培する計画となっておりますが、その営農計画書の添付、経産省の設備認定通知の写し、東京電力との接続契約の写し、撤去費用の確保ということを確認しておりまして、2番と同じ本案件は一時転用で期間は3年で

ありまして、以上のことから、一般基準及び立地基準上やむを得ないものと思われま

以上です。

○会長（小倉和夫君） ただいま事務局より説明がありましたが、地区担当委員から現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

○9番（瀬下京子君） 9番、瀬下です。

6月18日、松村推進委員と代理であります方にご連絡をしたんですが、立会いの依頼を受けていないということなので、かないませんでした。それで、申請人の さんにご連絡をしまして立ち会っていただきました。

さんは、多くの土地を所有されておられて、お勤めをしながら長年にわたりお米を耕作されていらっしゃいましたが、申請地もその中の一つでありまして、会社がお休みの日を利用して耕作されておりましたが、なかなか全部管理ができないということで、今回の申請に至りました。

まず、申請地ですけれども、周辺は民家等もなく、太陽光発電施設を設けても影響はないだろうと。道路よりもちょっと低いので、盛土をしますということです。支柱の高さは3メートル20センチとお話をさせていただきました。

どうしてサカキなんだろうという私の問題なんですけれども、それをお尋ねしましたら、国産のサカキの流通が少ないということ、あと、山林に自生しているサカキは適度な日陰を好むので、太陽光のパネルの下で栽培するのに適しているということで、とても管理しやすいということでした。需要が多い栃木県が最も営農型の施設が多いため、群馬県、千葉県でも行われている栽培方法だそうです。

先ほど事務局のほうでもお話がありまして、収穫されるサカキに関しましては、栃木県の という会社がありまして、そこに卸す予定ですということです。

あと、位置図を見ていただければ分かりますが、 の隣にありますので、

のほうにもお話をするというお話でした。やむを得ないと判断してまいりましたが、皆様のご意見をいただきまして、慎重なご審議をよろしく願いいたします。

以上です。

○会長（小倉和夫君） ありがとうございます。

本件についてご質疑、ご意見等ありましたらお聞かせください。

はい、どうぞ、松本さん。

○4番（松本 昇君） 4番、松本です。

ちょっと参考までに聞きたいんですけども、「計960」とありまして、その右に「のうち0.32」という数字が入っているんですけども、これは何ですか。ちょっと勉強不足で分からないんですけども。

○会長（小倉和夫君） これは基礎、支柱の合計面積。だから、その部分だけ転用するんであって、ほかは。

○事務局（正能 光君） 事務局です。

○会長（小倉和夫君） では、事務局のほうからもう一回。

○事務局（正能 光君） これは、基礎及び支柱の断面の面積の合計で、0.32平米ということでございます。

○会長（小倉和夫君） ほかにございませんか。

（発言する人なし）

○会長（小倉和夫君） ご質疑、ご意見はないようですので、採決をいたします。

3番について、原案のとおり許可相当とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

（挙手全員）

○会長（小倉和夫君） 挙手全員でありますので、許可相当とすることに決定をいたします。



◎議案第3号の上程、説明、質疑、採決

○会長（小倉和夫君） 次に、議案第3号「農地法第5条第1項の規定による許可申請について」の16件を議題といたします。

初めに、1番の大桑地区の案件について事務局より説明をお願いいたします。

○事務局（正能 光君） ご説明いたします。

位置図の10ページ及び土地利用計画図5-1をご覧ください。

本案件は、譲受人が売買により土地を取得し、建売住宅1棟を建築するもので、必要添付書類が整えられております。

また、現地調査を行った結果、第2種農地と判断され、開発行為に関して市担当課に確認したところ、協議中で許可の見込まれるものということでもございました。一般基準、立地基準上やむを得ないものと思われまます。

以上です。

○会長（小倉和夫君） ただいま事務局より説明がありましたが、地区担当委員から現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

○1番（野口悦夫君） 1番、野口です。

6月13日、推進委員の野本さん、また川島さんと3人で譲渡人の さん宅を訪ね、現地調査並びに聞き取り調査を行ってまいりました。

申請地につきましては、相続で取得したもので、長年休耕地でしたが、建売住宅の話があり、契約に至ったもので、何ら問題なく許可相当と判断してまいりました。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○会長（小倉和夫君） ありがとうございます。

本件についてご質疑、ご意見等ありましたらお聞かせください。

（「ありません」と言う人あり）

○会長（小倉和夫君） ご質疑、ご意見はないようですので、採決いたします。

1番について、原案のとおり許可相当とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

（挙手全員）

○会長（小倉和夫君） 挙手全員でありますので、許可相当とすることに決定をいたします。

次に、2番の樋遣川地区の案件について事務局より説明をお願いします。

○事務局（正能 光君） ご説明いたします。

位置図の11ページ及び土地利用計画図5-2をご覧ください。

本案件は、申請人が賃貸借により土地を借り受け、一時転用3年で資材置き場として利用するもので、資金計画等必要添付書類が整えられております。

また、現地調査を行った結果、農用地と判断されますが、当該案件は既存資材置き場の東側を除外及び農地転用後、既存資材置き場の拡張として稼働ができるまでの間の一時的な資材置き場ということでございます。

期間は最大の3年となっておりますが、拡張部分の稼働後は速やかに農地に復元することを指導する予定でございます。

現在の必要性や一時利用であることからやむを得ないものと思われま。

以上です。

○会長（小倉和夫君） ただいま事務局より説明がありましたが、地区担当委員から現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

○8番（松村文夫君） 8番、松村です。

6月15日に地区担当の小林推進委員と現地調査を行いました。譲受人の

さんと代理人の

氏に現地にて説明を受けました。

現資材置き場が手狭となったため隣地の を、農地除外申請中でありまして、除外農
転許可までの間、一時的に利用したいとのことであります。

なお、現地は更地となっており、資材置き場としての一時転用であり、適当と判断をいた
しました。ご審議よろしく申し上げます。

○会長（小倉和夫君） ありがとうございます。

本件についてご質疑、ご意見等ありましたらお聞かせください。

はい、どうぞ。

○11番（柳田 浩君） すみません、この案件、除外申請中の土地が使えないから、代わりに
この土地を賃貸借で借りて3年間一時転用すると。そういう計画でよろしいんですか。

それで、除外申請が上がって、審議のほうはどうなっているんですか。

○事務局（正能 光君） 除外のほうはまだこれからです。

○11番（柳田 浩君） 一時転用だから、3年でオッケーなんですか。新しい案件なんで。

○事務局（正能 光君） 一応、最大で3年で申請することなんですけれども、その除
外転用の稼働後、速やかに戻すと、そういう指導をいたします。

○会長（小倉和夫君） よろしいですか、柳田さん。

何かほかにございませんか。

○事務局（正能 光君） 一応最大が3年とするけれども、許可後は速やかに戻すよう指導は
いたします。

（発言する人あり）

○会長（小倉和夫君） 要はその除外との関係。

○事務局（小川修一君） 事務局です。

確かに柳田職務代理がおっしゃるとおりなんですけれども、それができないということ
はないので、農地法に照らしてこの一時転用が駄目だということは言えない形ではあります。
その上で一時転用ということなので、やむを得ない状況なのかなというふうに思います。

今の申請地のところは白ですね。

（発言する人あり）

○事務局（小川修一君） そうなるかもしれないですね。青の除外が駄目になってしまう場合
には、こちらの一時転用が永久転用という申請もあり得るかもしれません。ただ、1種農地

で資材置き場、地域に住む業者さんが地域の経済活動のために行っているということで、資材置き場という点では許可の見込みがあるということにはなりません。

(発言する人あり)

○事務局(小川修一君) 資材置き場としての使い勝手からいって、今青のほうで広げていきたいということなんでしょうね。

既存の資材置き場がありますから、今既存の資材置き場が と ですね。それで、 のほうに広げたほうがということが相手方は利用しやすいということがあるのではないかと思います。

○11番(柳田 浩君) そうすると、一時転用したほうがいいんじゃないでしょうか。白地ですし。わざわざ青地を転用しないで。今回、その一時転用したところを正式に転用したほうが良さそうだし。やり方が分かんない。

○事務局(小川修一君) でも、それはやはり申請人の考えということになってしまうとは思いますが、うんですけれども。

(発言する人あり)

○事務局(小川修一君) 青地を除外する場合には、農振除外の5原則というのがありますんで、その原則から照らして、ここでなくてはいけないところというところで行くと、既存の資材置き場の周辺部になるので、今回 と ではなくて、 のほうに青の除外の申請がいつていますけれども、見込み的にはあるんじゃないかなという言い方になるかと思えます。

○11番(柳田 浩君) はもう さんの土地なんだよ。除外申請をしておりますね、 さん。除外をしようとしています。自分の土地だからやむを得なく除外をやって……

○11番(柳田 浩君) 全部この辺そうなの。拡張予定地といっぱいある。

○事務局(小川修一君) 自分の土地のほうに広げたい、効率的だということで考えているんじゃないのかなと思えます。

○会長(小倉和夫君) 一時転用でとりあえず貸借で3年ということであるとして、それで終わった時点で元へ戻すと、そういうことで了解をお願いします。

ちょっと分かりづらい説明になっちゃったけれども。

ちょっと今までの手続からすると、そういう部分は乖離があると思う。

○2番(江川芳夫君) ちょっと確認させてください。

位置図の図面と土地利用計画図の図面が若干合わないような気がするんですけども、確認をさせてください。

まず、今回 が現在の資材置き場、その隣左側が今回の申請地、位置図ですと
まで囲って黒く塗ってありますよね。その上が土地利用計画図では と書いてあり
ますね。図面下の位置図では というふうに書いてありますね、写真のほう。これは
何が合っているんですか、どれが。これは申請地は……

○事務局（小川修一君） すみません、江川さん途中で、いいですか。

○2番（江川芳夫君） いいですよ。

○事務局（小川修一君） 訂正をさせてください。

今江川さんおっしゃっていた というのは、 の間違いですね。

○2番（江川芳夫君） どっちが合っているんですか、土地利用計画図が合っているのか、位置図が合っているのか。

○事務局（小川修一君） 2か所間違いがありますけれども、 というのが正解なんで、
のところは位置図が正解です。計画図は ではなくて、

○2番（江川芳夫君） 土地利用計画図の砂利置き場が3つあるものこのところ、 が3
つだけれども、これが違うの間違いない。

○事務局（小川修一君） はい。すみません、枝番が ですね。

2点目のその南側の今回の一時転用の申請地で、これは位置図が間違っていて、
というところも黒い枠で囲っちゃってありますけれども、 ではなくて、今回の申請
地のところは土地利用計画図のほうが今度は合っていて、 ですね。 という
細長いところですよ。

○2番（江川芳夫君） それだと意味が分かるんだけど、 は右側の細長いところ
でしょう。そうじゃなくて、申請地は絵が違うじゃない、形が。

というのもあるでしょう、位置図。位置図の中に太枠で囲ってある中には
と があるでしょう。片側の土地利用計画図は しかない。

○事務局（小川修一君） すみません、江川さん。

位置図のほうは というのも黒枠で囲ってありますけれども、この はなし
です。位置図の というのは対象ではありません。

ちょっと位置図のほう、 なんだか、 なんだかちょっと見づらいんですけども、
の左上、四角で という筆も黒い線で囲まれていますけれども、線が違う。

だけです。

○2番（江川芳夫君） 形が違うもんね、利用計画図と位置図の形が。

○事務局（小川修一君） ここの今回の申請地、一時転用の場合の図面としては、土地利用計画図が合っています。 という筆は入っていません。すみません。

○11番（柳田 浩君） そうすると、除外するとすると、 というのはどこが入るんですか。

○事務局（小川修一君） というのは の東隣になります。

○2番（江川芳夫君） 除外するというのは、 の隣の白くなっているのが現在使っているでしょう。その隣の右隣が でしょう。これが除外でしょう。その隣の と の予定地というのは、これは除外している。

○事務局（小川修一君） そうですね。
土地利用計画図はこうやって見てくださいね。

ごめんなさい、方位が上が北になって……

○2番（江川芳夫君） だから、位置図とさっき言った土地利用計画図は違うでしょうと言っているんだ。

○事務局（小川修一君） すみません。

○2番（江川芳夫君） それで、今回の一時転用の3年間の…というところのコンクリートのRC土留め、ぐるっとかかっちゃうんですか。囲ってあるんですか、今。この計画図。RC土留め、間違っているという 、現在使っているところ、これもRC土留めで囲ってありますよね。今回の申請地、3年使うという荒木田と赤土を置くというところ、 と 、これもRCの土留めで囲ってありますよね。これを将来まで使うという意味なんですか。これはRCで、何で3年しか使わないのに囲う必要があるんですか。

○8番（松村文夫君） 8番、松村です。

第一番にお願いをしたいのが、この図面に、位置図で地番の判読がしかねるんですね。これは農地ナビかなんかで見てみても、地番が判読ができないような図面は、まずなしにしてもらいたいと思いますよね。

その上で申し上げますけれども、 さんに説明を受けたところで、東まで拡張はしていきたいと。今農用地の除外申請をしている 、とりあえずここまでを今の計画として今回手続を進めると。一時的に利用していくところは、これはそっちの除外が許可になれば、そういった形で手続をしていくということをお聞きしましたので、私のほうとすれば、本人

の申請がそういうことであり、特に問題はないということで判断をしてきたということです。
以上です。

○事務局（小川修一君） 事務局です。

文字が位置図の中で潰れちゃって見えないということですよ。ちょっと誤解を招くかもしれないということで、ごめんなさいね、言い訳ではないんですが、現地が分かりやすいということで写真も用いた場合もあるんですが、今回がその写真を用いてはいるんですけども、写真なり、位置図なり、両方とも共有して分かりやすくとも思っているんですが、地番のほうは、すみません、見やすく表示するようにいたします。申し訳ありません。

○2番（江川芳夫君） もう一回確認しますが、この位置図は間違っているんですね。
位置図のほうの と が一緒に囲ってあるけれども。

○事務局（小川修一君） はい、それは間違っています。

○2番（江川芳夫君） この太い線が間違い。

○事務局（小川修一君） 間違いです。申し訳ありません。

は入りません。

（発言する人多数あり）

○会長（小倉和夫君） じゃ、暫時休憩して、忌憚ない意見を出し合って、もう一回ちょっと整理したいと思いますので、よろしくお願いします。

暫時休憩です。

休憩 午後 2時40分

再開 午後 2時50分



◎開議の宣告

○会長（小倉和夫君） 再開いたします。



○事務局（小川修一君） 事務局です。

今回は一時転用で、計画図を見ていただいて、 じゃなくて と が既存で資材置き場で使っていると。見ていただくと、 と とか、 とありますけれども、今回の申請とは違う余分なものがついていますけれども、この の今農振除外申出中、あと、 と これが の所有地らしいんですね。所有地のほうに広げたいんだという気持ちがあると思われまして。 、 、 、 なりは青なので、申出除外は時間がかかると。除外が終わってから転用なので、さらに時間がかかると。そういう中で、建材事業に関して、もうほかの既存の資材置き場がいっぱいだから と を一時転用で、3年間で限度ですけれども、置き場として暫時使わせてくれという要望です。

一時転用というカテゴリの中で、よっぽど周りに影響があるとか、周りへの影響がなければ、一時転用で許可せざるを得ないということがございます。そういった中で、今回については、 の農振除外の申出ができて、転用が終わった段階で 、 と というのは農地に戻す形ですから、やむを得ないのかなということでご理解いただければと思います。

以上です。

○会長（小倉和夫君） なかなかうまく説明がかみ合わないような、地図を見ちゃうと。図面で見たほうが案外はつきりする部分もあるんですけども、地図を見て図面に落とすというやり方だと、ちょっと変わってくる部分があると思うんだよね。

どうでしょうか、皆さん。

（「やむなし」と言う人あり）

○会長（小倉和夫君） ありがとうございます。

ご質疑、ご意見がないようですので、採決をしたいと思います。

2番について、原案のとおり許可相当とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

（挙手全員）

○会長（小倉和夫君） 挙手全員でありますので、許可相当とすることに決定をいたします。

次に、3番の三俣地区の案件について事務局より説明をお願いします。

○事務局（正能 光君） ご説明いたします。

位置図の1 2ページをご覧ください。

本案件は、譲受人が使用貸借により土地を借り受け、小麦を作付するために農地改良を行

うもので、必要添付書類が整えられております。

また、当該地は、農用地ではございますが、盛土をし、小麦を作付するための農地改良で、期間は9か月間の一時転用でございますので、やむを得ないと思われま

以上です。

○会長（小倉和夫君） ただいま事務局より説明がありましたが、地区担当委員から現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

○15番（新井明弘君） 15番、新井です。

6月18日に最適化推進委員の小川さんと2人で現地を確認し、そして、譲渡人のさん、さん、さん、このお二人は姉妹だそうですけれども、そのお母さんのさんに話を聞きました。

2人とも了解しているわけですがけれども、現地は今小麦が作付してありましてさん、さんの土地は申請地の真ん中になるんですけれども、その土地だけは耕作してなくて、ヨシが生えていました。あとのさんとさんの所有する土地については小麦が作付してありました。

この申請者の12ありますけれども、水はけも悪いとやりにくいというようなことで、盛土して水はけをよくして小麦を作付すると。現在小麦が作付してありますけれども、お兄さんが耕作していて、が埋め立ててさんが作付するというふうなことだそうです。

さんの所有する真ん中にあるんですけれども、ヨシだらけで、さんも含めて3人とも了解しているというようなことで、許可相当と判断しましたけれども、ご審議をお願いします。

○会長（小倉和夫君） ありがとうございます。

本件についてご質疑、ご意見等ありましたらお聞かせください。

○事務局（正能 光君） 事務局の補足、よろしいでしょうか。

○会長（小倉和夫君） はい。

○事務局（正能 光君） 先ほど新井委員が言ったとおり、一覧表の3番の下、さんの3筆が耕作放棄地として、進入路がなくヨシが生えていて、また、大木が生えていると。それをが伐採と伐根までして整地して農地に戻すということでございます。それで小麦を作付するということで、耕作放棄地の解消にもなるということでございます。

以上です。

○会長（小倉和夫君） ご意見がございましたらお願いいたします。

(「ありません」と言う人あり)

○会長(小倉和夫君) ご質疑、ご意見はないようですので、採決をいたします。

3番について、原案のとおり許可相当とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

(挙手全員)

○会長(小倉和夫君) 挙手全員でありますので、許可相当とすることに決定をいたします。

次に、6番の礼羽地区の案件について事務局より説明をお願いします。

○事務局(正能 光君) ご説明いたします。

位置図の14ページ及び土地利用計画図5-6をご覧ください。

本案件は、譲受人が売買により土地を取得し、自己用住宅を建築するもので、必要添付書類が整えられております。

また、現地調査を行った結果、第2種農地と判断され、開発行為に関して市担当課に確認したところ、協議中で許可の見込まれるものということでございました。一般基準、立地基準上やむを得ないものと思われます。

以上です。

○会長(小倉和夫君) ただいま事務局より説明がありましたが、地区担当委員から現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

○4番(松本 昇君) 4番、松本です。

6月13日に地区担当の榎本推進委員さんと2人で、譲渡人の 宅を訪問しまして、聞き取り調査と現地調査をしてみました。

さんは、 さんの父親で、 さんの自己用住宅建設のために農地を売買しまして転用するものです。申請地は さん、実家の自宅の約30メートルから50メートル前で、ちょっと東にありまして、申請地の東側、西側とも位置図のとおり住宅になっております。

なお、申請農地は休耕状態で若干雑草が生えていました。このようなことから、本申請の内容は農地の許可基準を満たしていると考えられますので、許可相当と判断してまいりました。慎重なご審議よろしく願いいたします。

以上です。

○会長(小倉和夫君) ありがとうございます。

本件についてご質疑、ご意見等ありましたらお聞かせください。

(「ありません」と言う人あり)

○会長（小倉和夫君） ご質疑、ご意見はないようですので、採決をいたします。

6番について、原案のとおり許可相当とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

（挙手全員）

○会長（小倉和夫君） 挙手全員でありますので、許可相当とすることに決定をいたします。

次に、8番の田ヶ谷地区の案件について事務局より説明をお願いします。

○事務局（正能 光君） ご説明いたします。

位置図の15ページ及び土地利用計画図の5-8をご覧ください。

本案件は、譲受人が売買により土地を取得し、太陽光発電施設を設置するもので、資金計画等必要添付書類が整えられております。

また、経済産業省の設備認定通知の写しが添付されており、現地確認を行った結果、第2種農地と判断され、一般基準、立地基準上やむを得ないものと思われま

す。また、位置図でございますけれども、位置図の南側、北側は細長く、土地利用計画図では細長くなっておりますけれども、この前後は雑種地になっておりまして、それと、土地利用計画図を見ますと、北側が道にはみ出してございますけれども、これは道にはみ出していないのが正しいということでございますので、これは道にはみ出しているということではございません。

一見1種農地に見えますけれども、以前、等は資材置き場で、一時、かなり昔なんですけれども、許可をして雑地になっているところでございまして、雑地とあと原野、それと前後に囲まれた第2種農地という判断でございます。

説明は以上です。

○会長（小倉和夫君） ただいま事務局より説明がありましたが、地区担当委員から現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

○14番（関口豊充君） 14番、関口です。

6月15日に推進委員の渡辺さんと現地で代理人のさんの立会いをいただきまして、現地確認及び聞き取りを行いました。

まず、申請地ですけれども、集落内の農地、畑ということでございます。現状はもう耕作放棄地状態で、背丈ぐらいの草が生えておりました。

配置図のほうを見ていただきたいんですが、細長く太陽光を設置するということでございますけれども、のところにはもう太陽光は設置されております。申請地の右側の原野、これも雑種地にはなっているんですけれども、ここにも背丈以上の樹木が生い茂って、本当

に耕作放棄地状態で、すごい環境でございます。

今回については、南側の道路から北側の道路までの細長い、幅10メートルぐらい、細長く道路から道路までの間に太陽光を設置するというものでございます。隣接地は全て雑種地ということでございます。本申請につきましては、何ら問題なく許可相当と判断してまいりました。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○会長（小倉和夫君） ありがとうございます。

本件についてご質疑、ご意見等ありましたらお聞かせください。

松本さん。

○4番（松本 昇君） 4番、松本です。

レイアウトの図面で、道路がここだけ狭くなっているんですけども、太陽光をつくるために特にこういうのは問題ないんですか。

○14番（関口豊充君） 買収に応じなかったですね。地権者が。

○4番（松本 昇君） そういう理由があつて。将来ずっと困っちゃうけれども、しょうがないですね。

○14番（関口豊充君） 南側の道については、舗装幅が6メートルぐらいある広い通りですので、西側の道路自体が狭いんですけども、入口からは道路に接していますので、出入口については、搬入については何の問題もないかなと思います。

○4番（松本 昇君） はい、分かりました。

○会長（小倉和夫君） ほかに何かございませんか。

（発言する人なし）

○会長（小倉和夫君） ご質疑、ご意見はないようですので、採決をいたします。

8番について、原案のとおり許可相当とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

（挙手全員）

○会長（小倉和夫君） 挙手全員でありますので、許可相当とすることに決定をいたします。

次に、9番の鴻基地区の案件について事務局より説明をお願いします。

○事務局（正能 光君） ご説明いたします。

位置図の16ページ及び土地利用計画図の5-9をご覧ください。

本案件は、譲受人が使用貸借により土地を借り受け、自己用住宅を建築するもので、資金計画等必要添付書類が整えられております。

また、現地調査を行った結果、第1種農地と判断されますが、不許可の例外に該当し、開

発行為に関して市担当課に確認したところ、協議中で許可の見込まれるものということであり、一般基準、立地基準上やむを得ないものと思われます。

以上です。

○会長（小倉和夫君） ただいま事務局より説明がありましたが、地区担当委員から現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

○2番（江川芳夫君） 2番、江川です。

本件につきましては、6月14日、小坂推進委員と現地の確認をいたしました。現地には、代理人である の さんにご同行を願いました。

さんは花崎にお住まいですが、 さんの実家がすぐ近くにありまして、その相続でもらった土地の一部に さんの子供さん、 さんが今回出るということで、自己用住宅というふうに書いてございますが、実際は分家なのかなということでございます。

それで、ちょっと確認なんですけれども、現地立ち会ったところ、これは除外でなっているというふうな話なんですけれども、間違いないでしょうか。その辺、代理人の方が言っていました、除外申請をしてやったんだというふうに聞いておりますが、その辺の確認だけしてください。

現地につきまして、そのようなことで、何ら問題はなく許可相当と判断してまいりましたので、よろしくご審議お願い申し上げます。

以上です。

○会長（小倉和夫君） ありがとうございます。

本件についてご質疑、ご意見等ありましたらお聞かせください。

（「まず、除外」と言う人あり）

○事務局（正能 光君） 昨年、直近ではないですけれども、以前に除外だと思います。

○2番（江川芳夫君） 説明に書いてなかったものですから、そうしたら、代理人がこれは除外案件で、除外だったという話をしていましたから、ちょっと今確認をしたんです。

以上です。

○会長（小倉和夫君） ほかにございませんか。

（「ありません」と言う人あり）

○会長（小倉和夫君） ご質疑、ご意見はないようですので、採決をいたします。

9番について、原案のとおり許可相当とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

（挙手全員）

○会長（小倉和夫君） 挙手全員でありますので、許可相当とすることに決定をいたします。

次に、10番の鴻莖地区の案件について事務局より説明をお願いします。

○事務局（正能 光君） ご説明いたします。

位置図の17ページでございますけれども、本案件は、譲受人が使用貸借により土地を借り受け、小麦等を作付するための農地改良を行うもので、必要添付書類が整えられております。

また、当該地は農用地ではございますけれども、盛土をし、小麦等を耕作するための農地改良で、期間は3か月間の一時転用でございますので、やむを得ないものと思われま

す。

○会長（小倉和夫君） ただいま事務局より説明がありましたが、地区担当委員から現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

○2番（江川芳夫君） 2番です。

本件につきまして、6月14日、代理人の さんの立会い、それから、地権者である さんの立会いの下に、小坂推進委員と現地調査をしてまいりました。

本件につきましては、今は耕作してございません。管理はされておりました。小麦等、野菜等を作付するということでございますので、特に問題はないのかなど。

ただ、この家の、ちょっと分かりづらいんですが、先ほどふれました地図、何とかしていただかないと、確認のしようがございませんので、代理人の さんから違った図面で提示していただきました。

それで、「のうち2.9平米」とか、「のうち13.3平米」とかと、小さいのでこれは何ですかと聞いたら、これは実際は畑でのり分が転用されていないので、そこまでしないとV字型に空いてしまうので、そののり分だそうです。ですから、畑の今の埋立てのところは田んぼ、既に隣は畑になっているのでのりがある。その分が2.9平米と13.3平米、そういうことらしいので、特に問題はないのかなど判断してまいりましたので、ご審議をお願いします。

以上です。

○会長（小倉和夫君） ありがとうございます。

本件についてご質疑、ご意見等ありましたらお聞かせください。いかがでしょうか。

（「ありません」と言う人あり）

○会長（小倉和夫君） ご質疑、ご意見はないようですので、採決をいたします。

10番について、原案のとおり許可相当とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

(挙手全員)

○会長(小倉和夫君) 挙手全員でありますので、許可相当とすることに決定をいたします。

次に、11番の北川辺地区の案件について事務局より説明をお願いします。

○事務局(正能 光君) ご説明いたします。

位置図の18ページ及び土地利用計画図の5-11をご覧ください。

本案件は、令和2年8月5日付で、許可指令番号5-88で許可をいたしました隣接地及び の合計857平米ですけれども、現地を確認したところ、倉庫及び事務所で許可したにもかかわらず、何ら事業も行っておりませんでした。そのため、農地法第5条第2項第3号に基づき、事業を行うための資力信用の部分の信用があると認められない、かつ当該申請に係る用途に供することが確実と認められないことから、不許可相当と判断されますが、ご審議のほどよろしくお願ひしたいと思ひます。

以上です。

○会長(小倉和夫君) ただいま事務局より説明がありましたが、地区担当委員は12番、小倉ですので、私のほうから現地調査結果並びに補足説明をいたします。

事務局の説明のとおり、前回拡張の申請をしておったところ、その土地がそのまま、さらにその西側に新たに計画をするということで、これは受け入れられないということで、不許可の取下げということで手続をしておったんですけれども、その手続がなされないということで、やむなく今日審議にかかってしまいました。最終的には不許可相当でいきますので、よろしくお願ひ申し上げたいと思ひます。

ご質疑、ご意見については、されませんので、11番について原案のとおり許可相当とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

(挙手なし)

○会長(小倉和夫君) 挙手なしでありますので、不許可相当とすることに決定をいたします。

ありがとうございました。

次に、12番の北川辺地区の案件について事務局より説明をお願いします。

○事務局(正能 光君) ご説明いたします。

位置図の19ページ及び土地利用計画図の5-12をご覧ください。

本案件は、譲受人が売買により土地を取得し、貸倉庫の建築、駐車場を整備するもので、資金計画等必要添付書類が整えられております。

また、現地調査を行った結果、1種農地と判断されますが、不許可の例外に該当し、一般基準及び立地基準上やむを得ないものと思われま

以上です。

○会長（小倉和夫君） ただいま事務局より説明がありましたが、地区担当委員は12番、小倉ですので、私のほうから現地調査の結果並びに補足説明をいたします。

6月12日、高橋、細谷両推進委員さんとともに現地確認をいたしました。

現地は、この地図で見て分かるとおり、という居宅があるわけですが、今はあるじがなしということで廃屋の状態です。その東側にある畑についても、申請人のさんの土地ですが、この住宅については、その弟が住んでいたということで、弟が亡くなって、今空き家の状態だったということです。それで、東側にある田んぼに米をつくりに行くのがだんだん遠のいたということで、この住宅も処分し、田んぼも転用するというこ

とで、譲受人のさんに相談したところ、私がかの土地として拡張、事業展開をするということで話がまとまったようです。

当日の朝、譲受人のさんのお宅にお邪魔して話を聞いてきましたが、現状としてはこの土地はもう集落に接続していて、1種農地ですが、不許可の例外ということで、許可相当ではないかと申出があり、自己用土地として利用することを条件に許可相当と判断してまいりました。皆さんのご意見をよろしくお願い申し上げます。

○会長（小倉和夫君） 本件につきまして、ご質疑、ご意見等ありましたらお聞かせください。

（「ありません」と言う人あり）

○会長（小倉和夫君） ご質疑、ご意見はないようですので、採決をいたします。

12番について、原案のとおり許可相当とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

（挙手全員）

○会長（小倉和夫君） 挙手全員でありますので、許可相当とすることに決定をいたします。

次に、13番の東地区の案件について事務局より説明をお願いします。

○事務局（正能 光君） ご説明いたします。

位置図の20ページ及び土地利用計画図の5-13をご覧ください。

本案件は、譲受人が使用貸借により土地を借り受け、自己用住宅を建築するもので、資金計画等必要添付書類が整えられております。

また、本案件は令和2年度に除外が完了しており、現地調査を行った結果、第1種農地と判断されますが、不許可の例外に該当し、一般基準、立地基準上やむを得ないものと思われ

ます。

以上です。

○会長（小倉和夫君） ただいま事務局より説明がありましたが、地区担当委員から現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

○3番（中島利雄君） 3番、中島です。

6月15日に推進委員の町田さんと現地確認に行つてまいりました。現地では さんの代理の県民共済住宅の さんとお会いし、いろいろお話を伺つてまいりました。

土地は余り草などが生えておらず、管理されておりました。除外申請は完了しているとのことでした。何ら問題なしと判断してまいりました。ご審議のほどよろしくお願ひいたします。

○会長（小倉和夫君） ありがとうございます。

本件についてご質疑、ご意見等ありましたらお聞かせください。

（「ありません」と言う人あり）

○会長（小倉和夫君） ご質疑、ご意見はないようですので、採決をいたします。

13番について、原案のとおり許可相当とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

（挙手全員）

○会長（小倉和夫君） 挙手全員でありますので、許可相当とすることに決定をいたします。

次に、14番及び15番の元和地区の案件については関連がありますので、一括して事務局より説明をお願いします。

○事務局（正能 光君） 5条の14番、15番は、譲渡人、譲受人が同一親族であり、場所も隣接していることから一括にてご説明いたします。

位置図の21ページ及び土地利用計画図の5-14・15をご覧ください。

まず、14は、譲受人が使用貸借により土地を借り受け、自己用住宅を建築するもので、資金計画等必要添付書類が整えられております。

次に、15番は、譲受人が使用貸借により土地を借り受け、母屋の進入路を確保するための敷地の拡張で、必要添付書類が整えられております。

また、両案件は、現調査を行った結果、第1種農地と判断されますが、不許可の例外に該当するもので、一般基準、立地基準上やむを得ないものと思われます。

以上です。

○会長（小倉和夫君） ただいま事務局より説明がありましたが、地区担当委員から現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

○3番（中島利雄君） 3番、中島です。

6月20日に推進委員の落合さんと現地確認に行つてまいりました。譲渡人の さん、譲受人の さん、それから、 さんの長男の さんとお会いし、いろいろお話を伺つてまいりました。何ら問題なしと判断してまいりました。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○会長（小倉和夫君） ありがとうございます。

本件についてご質疑、ご意見等ありましたらお聞かせください。

（「ありません」と言う人あり）

○会長（小倉和夫君） ご質疑、ご意見はないようですので、採決いたします。

まず、14番の案件について、原案のとおり許可相当とすることに賛成の方は挙手をお願いいたします。

（挙手全員）

○会長（小倉和夫君） 挙手全員でありますので、許可相当とすることに決定をいたします。

次に、15番の案件について、原案のとおり許可相当とすることに賛成の方は挙手をお願いいたします。

（挙手全員）

○会長（小倉和夫君） 挙手全員でありますので、許可相当とすることに決定をいたします。

次に、16番の元和地区の案件について事務局より説明をお願いします。

○事務局（正能 光君） ご説明いたします。

位置図の22ページ及び土地利用計画図の5-16をご覧ください。

本案件は、譲受人が賃貸借により土地を借り受け、調剤薬局を建築するもので、資金計画等必要添付書類が整えられております。

また、現地調査を行った結果、第3種農地と判断され、一般基準、立地基準上やむを得ないものと思われま

す。

○会長（小倉和夫君） ただいま事務局より説明がありましたが、地区担当委員から現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

○3番（中島利雄君） 3番、中島です。

6月15日に推進委員の落合さんと現地確認に行つてまいりました。現場の隣は前に現地確認をした が工事中でした。現地で譲渡人の さん、譲受人の

さんとお会いし、いろいろお話を伺ってまいりました。何ら問題なしと判断してまいりました。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○会長（小倉和夫君） ありがとうございます。

本件についてご質疑、ご意見等ありましたらお聞かせください。

（「ありません」と言う人あり）

○会長（小倉和夫君） ご質疑、ご意見はないようですので、採決をいたします。

16番について、原案のとおり許可相当とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

（挙手全員）

○会長（小倉和夫君） 挙手全員でありますので、許可相当とすることに決定をいたします。

次に、18番の豊野地区の案件について事務局より説明をお願いします。

○事務局（正能 光君） ご説明いたします。

位置図の24ページをご覧ください。

本案件は、譲受人が賃貸借により土地を借り受け、コンビニエンスストアを建築するもので、必要添付書類が整えられております。

また、当該地は令和2年度に除外が完了しており、第1種農地ではございますが、不許可の例外に該当し、許可の見込めるもので、一般基準、立地基準上やむを得ないものと思われ
ます。

以上です。

○会長（小倉和夫君） ただいま事務局より説明がありましたが、地区担当委員から現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

○11番（柳田 浩君） 11番、柳田です。

この案件につきましては、15日に現地におきまして坂田推進委員と2人で調査を行いました。譲受人の代理人の の さんと地権者であります さん、お二人に立ち会っていただきまして、お話を伺ってまいりました。

位置図にありますように、写真になっておりますけれども、新たに出来ました加須インターチェンジの東側産業団地内の国道125号バイパスと県道砂原北大川線の交差点に新たにコンビニ、ローソンを建築するというごさいまして、立地条件的にもやむを得ないというふうに判断してまいりました。よろしくご審議をお願いいたします。

○会長（小倉和夫君） ありがとうございます。

本件についてご質疑、ご意見等ありましたらお聞かせください。

(「ありません」と言う人あり)

○会長(小倉和夫君) ご質疑、ご意見はないようですので、採決をいたします。

18番について、原案のとおり許可相当とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

(挙手全員)

○会長(小倉和夫君) 挙手全員でありますので、許可相当とすることに決定をいたします。



◎議案第4号の上程、説明、質疑、採決

○会長(小倉和夫君) 次に、議案第4号「農地中間管理事業の推進に関する法律第18条に係る農用地利用配分計画の決定について」を議題といたします。

事務局より説明をお願いします。

○事務局(正能 光君) ご説明いたします。

農地中間管理事業の推進に関する法律第18条に係る「農用地利用配分計画(案)」につきまして、加須市長より意見を求められております。

配分計画につきましては、借受希望者の公募に応募した方に農地中間管理機構が借り受けた農地を再配分したものでございます。

それを受けて、希望者へ農用地の貸付けが適当であるかの審議をよろしくお願ひしたいと思ひます。

以上です。

○会長(小倉和夫君) ただいま事務局より説明がありましたが、本件についてご質疑、ご意見等ありましたらお聞かせください。

(「ありません」と言う人あり)

○会長(小倉和夫君) ご質疑、ご意見はないようですので、採決いたします。

議案第4号「農地中間管理事業の推進に関する法律第18条に係る農用地利用配分計画の決定について」、原案のとおり同意することに賛成の方は挙手をお願いします。

(挙手全員)

○会長(小倉和夫君) 挙手全員でありますので、同意することに決定をいたします。



◎報告事項

○会長（小倉和夫君） 次に、報告事項について、事務局より説明をお願いします。

○事務局（正能 光君） それでは、報告第1号から4号についてご説明いたします。

まず、報告第1号「農地法第3条の3第1項の規定による届出書について」でございますが、相続による届出について16件で、内容は資料のとおりでございます。

次に、報告第2号「農地法第4条第1項第8号の規定による農地転用届出書について」でございますが、市街化区域の農地転用の届出について1件で、内容は資料のとおりでございます。

次に、報告第3号「農地法第5条第1項第7号の規定による農地転用届出書について」でございますが、市街化区域の農地転用の届出について13件で、内容は資料のとおりでございます。

最後に、報告第4号「農地法第18条第6項の規定による通知書について」でございますが、農地の貸借の合意解約による届出6件で、内容は資料のとおりでございます。

以上で報告終わります。

○会長（小倉和夫君） 以上で、本日の総会に上程しました議案は全て終了しました。

これにて議長の任を降り、進行を司会へお戻しします。

○局長（大熊和夫君） 小倉会長には、議事の進行、大変ご苦勞さまでございました。

◇

◎閉会の宣告

○局長（大熊和夫君） それでは、柳田職務代理に閉会のご挨拶をお願いいたします。

○職務代理（柳田 浩君） 本日はお忙しい中、委員の皆様方には長時間にわたりまして慎重なるご審議をいただき、ありがとうございました。

以上をもちまして、令和3年第6回加須市農業委員会総会を閉会といたします。

お疲れさまでした。

閉会 午後3時37分

◇

会議の顛末を記載してその相違ないことを証するため、ここに署名します。

令和3年6月25日

会 長 小 倉 和 夫

署名委員 中 島 利 雄

署名委員 松 本 昇